

あいあいヘルパーステーション
訪問介護事業及び第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の運営規程

第1条（事業の目的）

あいあいヘルパーステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護事業及び第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めることによって、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護、要支援及び事業対象者状態にある高齢者（以下「要介護者または事業対象者」という）に対し適正な指定訪問介護及び第1号訪問介護（訪問介護相当サービス）（以下「訪問介護等」という）を提供することを目的とし、この運営規程を定めることとする。

第2条（運営の方針）

事業所の訪問介護員等は、要介護者、要支援者及び事業対象者の心身の特徴をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事などの生活全般にわたる援助・支援を行うものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う

事業所及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 あいあいヘルパーステーション
- (2) 所在地 静岡県葵区田町5丁目69
- (3) 出張所 あいあいヘルパーステーションよいち出張所
- (4) 所在地 静岡県葵区与一3丁目5-66

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1人（常勤で兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護等の提供にあたることもある。
- (2) サービス提供責任者3人以上（常勤兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用申し込みにかかわる調整、訪問介護員等にたいする技術指導、訪問介護計画の策定などを行う。
- (3) 訪問介護員等10人以上
訪問介護員等は、訪問介護等の提供にあたる。
- (4) 出張所の体制
サービス提供責任者1名、常勤訪問介護員1名以上、訪問介護員常勤換算0.5名以上。主たる事務所と一体的な運営を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。
- (2) 営業時間 9時から17時まで。

第6条（訪問介護等の内容及び利用料等）

訪問介護等の内容は次のとおりで、訪問介護等を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）においては静岡市長が定める基準によるものとする。そして、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証の額に応じる。

厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）および静岡市長が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- （1）身体介護
- （2）生活援助

第7条（緊急時における対応方法）

訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の心身状況・病状などの急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者またはサービス提供責任者主任に報告するものとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、静岡市葵区、駿河区の区域とする。

第9条（その他運営についての留意事項）

事業所は、訪問介護等の質的向上をはかるための研修の機会を次のとおりもうけるものとする。また事業所内の業務体制を整備・改善をはかるものとする。

- （1）採用時研修 採用後3ヵ月以内
- （2）継続研修 月1回

2 従事者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を厳守する。また、従事者であったものにたいしても、その者が業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を厳守させるために、事業所と従事者との雇用契約のうえで、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密をもらしてはならない旨を明確にする。

3 この運営規程に定める事項のほか、事業の運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人クリエイト静岡と事業所の管理者との協議をもって定めるものとする。

第10条（利用者の虐待防止等）

利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、虐待防止委員会を設置し、管理者が責任者となって利用者の虐待に関する情報の収集を行い、自治体との連絡、連携を強めるとともに、職員の研修計画を作成し、実施する。利用者が虐待を受けた場合は、速やかに、当該利用者の安全の確認を行い、当該自治体の関係機関と連携して解決にあたる。

第11条（身体的拘束等の適正化の推進）

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。身体的拘束等を行う場合にはその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

付 則

- 1 この運営規程は、厚生労働省令 1999 年第 37 号及び同 2006 年第 35 号にもとづくものである。
- 2 この運営規程は、2014 年 6 月 16 日から施行する。
この運営規程は、2017 年 5 月 1 日から施行する。
この運営規程は、2018 年 2 月 1 日から施行する。
この運営規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規程は、2023 年 8 月 10 日から施行する。
この運営規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。